答 申 第 4 7 号 平成 26 年 5 月 28 日

仙台市長 様

仙台市情報公開審査会 会長 井坂 正宏

仙台市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成 25 年 9 月 17 日付けH25 子保保第 1160 号で諮問のありました下記の件について,別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第69号

「災害報告書(平成20年度から平成24年度までの公立保育所分)」 に係る公文書―部開示決定に対する異議申立て (諮問第69号)

1 審査会の結論

仙台市長(以下「実施機関」という。)が行った一部開示決定は妥当でなく、取り消されるべきである。

実施機関は、原処分において非開示とした情報のうち別表2の「非開示相当と判断する部分」 に掲げるもの以外の情報を開示する一部開示決定を行うべきである。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人(以下「申立人」という。)が仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号。 以下「条例」という。)第5条の規定に基づき別記の①~④の各公文書の開示を請求したのに対 し、実施機関は、平成25年7月5日付けで別表1のとおり開示等決定を行った。

本件異議申立ては、実施機関の行ったこれらの開示等決定のうち一部開示決定について、その 処分の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で述べる主張は、概ね次のように要約できる。

実施機関は、児童の氏名及び生年月日、保護者等の氏名、児童の傷病名等を非開示とした。しかし、そもそも申立人は児童及び保護者の氏名の開示を求めてはいない。請求されてもいないものを非開示とする決定は、論理的に誤りである。

また実施機関は、傷病名について、これを開示すると特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別できないとしても、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であるという。しかし、児童名を非開示とすれば、傷病名から個人を特定することは不可能である。保育所の入所児童数は限られていることから、傷病名により特定の児童を推測することがあるいは可能であるとしても、保育所は、いわば大きな家族のような雰囲気であり、申立人は、申立人の子が通う保育所の特定の児童がどのような傷病を負ったか、すでに児童や保護者等から聞き及んでいる。したがって、申立人が傷病名の開示を受けることにより特定の児童を推測し得たからといって、当該児童に新たな不利益が生じることはない。

申立人は,保育所で発生した事故の状況を分析し,将来の事故の防止に役立てたいと考えている。事故を統計的に分析するためには傷病名の開示が必要である。

上述のとおり、傷病名を開示することによる不利益はほとんどなく、開示することによる社会的利益は大きい。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張した内容は、概ね次のとおりである。 実施機関は、申立人からの開示請求を受けた後、別記の公文書の範囲について申立人とやり取りをしながら、本件一部開示決定に係る公文書(以下「本件対象公文書」という。)を特定した。 本件対象公文書は、仙台市立保育所に入所している児童に負傷等の災害が発生した場合に、仙台市と独立行政法人日本スポーツ振興センターとが締結している災害共済給付契約に基づき、同センターからの給付金の支払いを受けるため、実施機関が同センターに提出する請求書に添付している「災害報告書」の平成20年度~24年度分である。当該報告書には、被災児童の氏名(ふりがなを含む。以下同じ。)、年齢、生年月日及び保護者等の氏名、災害発生の日時、場所、負傷部位、疾病の種類(本件対象公文書中に「疾病の種類」が記載されているものは少ないが、記載されている場合には、当該児童の傷病の原因及び症状に関する保育所職員の所見が端的に記載されている。)、災害発生の状況等が記載されている。また、災害発生の状況に関わる記載等の中には被災児童の傷病に係る医師の診断名(骨折部位を示した「〇〇骨骨折」という診断名を単に「骨折」というなど、診断名をより一般的な用語にいい換えた記載を含む。以下同じ。)のほか、当該児童の心身の状況、当該児童の家庭が東日本大震災により被災したこと等の当該児童の私的な事情に関わる記載、他の児童との接触等により当該児童が被災した場合には当該他の児童を示す「A児」等の記述が含まれている。

実施機関は、これらの情報のうち、被災児童の氏名、生年月日及び保護者等の氏名、傷病名(医師の診断名及び「災害報告書」の「疾病の種類」欄に記載された当該児童の傷病の原因及び症状に関する保育所職員の所見をいう。以下同じ。)、当該児童の心身の状況、家庭状況等の私的な事情に関わる記載並びに他の児童を示す「A児」等の記述を条例第7条第2号に該当するものとして非開示とした。すなわち、被災児童の氏名、生年月日及び保護者等の氏名並びに他の児童を示す「A児」等の記述は、特定の個人を識別できる情報である。また、個々の保育所の入所児童数は限られており、保育所名は開示しているから、同じ保育所の保護者等であれば、開示している年齢、性別、災害時の状況等の情報により被災児童を特定できるというべきである。そのため、傷病名を公にすれば、被災児童の傷病歴を公にする結果となる。仮に被災児童を識別することはできないとしても、傷病名は、通常、他人に知られたくない情報であり、これを開示した場合にはなお当該児童、保護者等の権利利益を害するおそれがある。被災児童の心身の状況、家庭状況等の当該児童の私的な事情に関わる記載についても同様である。

5 審査会の判断

(1) 実施機関が被災児童の氏名,生年月日及び保護者等の氏名並びに他の児童を示す「A児」等の記述を非開示としたことについて

申立人は、本件開示請求において児童及び保護者の氏名の開示を求めてはおらず、請求されてもいない情報を非開示としたことは論理的に誤りであると主張している。確かに、別記の①には「児童および保護者の住所氏名電話番号を除く」と明記されている。しかしながら、公文書開示制度においては公文書そのものを開示するのであり、当該公文書に非開示とすべき情報が記録されている場合には、当該情報が記録された部分は非開示とせざるを得ない。非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合は、当該部分以外の部分を開示する(その場合、開示される部分には、いわゆる墨塗りをされた箇所はなくなる。)ことになるが、その場合でも一部開示であることに変わりはない(条例第8条)。

実施機関が非開示とした情報のうち、被災児童の氏名、生年月日及び保護者等の氏名に係る情報が条例第7条第2号に該当することは明らかである。

また、他の児童を示す「A児」等の記述について、当審査会が実施機関に確認したところ、これは当該児童の氏名の頭文字を示すものではなく、単なる記号に過ぎないとのことであった。すると、これらの記述から特定の個人を識別することはできないので、これらの記述を非開示とすべき理由はない。

(2) 実施機関が被災児童の私的な事情に関する情報を非開示としたことについて

条例第 25 条第 1 項の規定に基づき実施機関に本件対象公文書の提示を求め、当審査会において直接これを見分したところ、実施機関が当該児童の私的な事情に関する情報として非開示とした部分には、既に開示されている情報からは窺い知れない当該児童の当時又はそれ以前の心身の状態、当該児童の属する世帯の経済状況等の私的な事情が記載されていることが確認された。当審査会は、それらは機微にわたる情報であり、当事者にしてみれば、通常、他人に知られたくないと考える情報であると判断する。したがって、これらの情報を開示した場合には、たとえ特定の児童や世帯を識別することはできないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、これらの情報は条例第 7 条第 2 号に該当するものである。

(3) 実施機関が傷病名を非開示としたことについて

実施機関は、傷病名を開示すれば傷病歴を公にする結果となるという。確かに、重大な後遺症につながる傷病など、傷病名に係る情報の中には機微にわたるものもあり、そのため自らの負った傷病名を他人に知られたくないと思う場合があることは否定できない。

しかしながら、当審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件における被災児童の傷病名は、次に述べる被災児童の傷病の症状に関わる保育所職員の所見に係るものを除き、転倒や他の児童との接触等、通常の保育中に生じた原因により負った外傷を示すものであった。また、これらの外傷に係る傷病名の中には明らかに重大な後遺症につながるおそれがあると認められるものもなかった。保育中に起きた事故による外傷であるため、当該児童が負傷したことは既に保育所内では周知の事実であり、また当該外傷の治癒の経過も保育所内や近隣住民の知るところであろう。まして本件においては、災害報告書中の「災害発生の状況」欄に記録された多くの情報が開示されており、それら開示された情報から当該児童の負った外傷の内容を相当程度把握することが可能になっている。このような本件の事情に鑑みると、本件においては、傷病名は、これを開示した場合になお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとまでは認められない。

なお、傷病名のうち「災害報告書」の「疾病の種類」欄に記載された当該児童の傷病の症状に関わる保育所職員の所見には、通常、他人に知られたくないと考えるであろう病名が記載されていた。これは、通常の保育中に生じた外傷ではなく、既に開示された情報から把握できるものでもない。当審査会は、かかる病名は、通常、他人に知られたくないと考える情報であると判断する。これを開示した場合には、たとえ特定の児童を識別することはできないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当するものである。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は、他にも意見を述べているが、それらの意見について判断することは当審査会の所 掌範囲を超えるものであり、また、当該判断により当審査会の結論が左右されるものでもない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別記

- ① 平成元年度~24 年度の仙台市内全認可保育所(園)における事故報告書またはそれに類する書類全て(児童および保護者の住所氏名電話番号を除く)
- ② 上記①を補完または関連する書類
- ③ 平成元年度~24 年度の仙台市内全認可保育所(園)における年度別・保育所別・年齢別の 入所児童実数が分かる書類
- ④ 平成元年度~24 年度の仙台市内全認可保育所(園)における年度別・保育所別・年齢別の 定員数が分かる書類

別表1

開示請求 をされた 公文書	実施機関の行った開示等決定の内容		
別記① 及び②	私立保育所に係るもの		公文書不存在を理由とする非開示決定
	仙台市立保育 所に係るもの	平成元年度~19年度分	公文書不存在を理由とする非開示決定
		平成 20 年度~24 年度分	一部開示決定
別記③	平成元年度~14年度分		公文書不存在を理由とする非開示決定
	平成 15 年度~24 年度分		開示決定
別記④	公文書不存在を理由とする非開示決定		

別表2

災害報告書の報告書番号	非開示相当と判断する部分	
全て	被災児童の氏名及び生年月日並びに保護者等の氏名	
0410110-9220100-6102001	「その他参考となる事項」欄に記載された全ての字句	
0410110-1720110-3102002	「応急処置や医療機関への移送など災害発生に対して幼稚園,保育所の	
	とった措置状況」欄に記載された字句のうち,2行目 21 文字目~32 文	
	字目	
0410110-5020110-5022001	「応急処置や医療機関への移送など災害発生に対して幼稚園,保育所の	
	とった措置状況」欄に記載された字句のうち,2 行目 11 文字目〜38 文	
	字目	
0410310-3920110-8022001	二本線で削除された表題の下に記載された全ての字句及び「その他参考	
	となる事項」欄に記載された全ての字句	
0410110-9220110-9012001	「その他参考となる事項」欄に記載された字句のうち、1行目の字句	
0410110-5020111-1282002	「応急処置や医療機関への移送など災害発生に対して幼稚園,保育所の	
	とった措置状況」欄に記載された字句のうち,1行目34文字目~2行	
	目 16 文字目	
0410110-5020120-7262001	「疾病」の「種類」欄に記載された字句のうち,8文字目~11 文字目	
0410310-2620120-9032001	「その他参考となる事項」欄に記載された全ての字句	
0410111-0120120-8222002	「その他参考となる事項」欄に記載された全ての字句	
0410210-6520120-9192001	「応急処置や医療機関への移送など災害発生に対して幼稚園,保育所の	
	とった措置状況」欄に記載された字句のうち,1 行目 26 文字目〜28 文	
	字目	
0410110-7620121-1282002	「その他参考となる事項」 欄に記載された字句のうち,1行目1文字目	
	~13 文字目	

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第69号)

	(101113) 00 17)
年 月 日	内 容
平成 25. 9.17	・諮問を受けた
25. 10. 11	・実施機関(子供未来局保育部保育課)から理由説明書を受理した
25. 11. 1 (平成 25 年度第 6 回 情報公開審査会)	・実施機関から意見を聴取した・諮問の審議を行った
25. 11. 14	・申立人から意見書を受理した
26. 1. 29 (平成 25 年度第 8 回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
26. 2.27 (平成 25 年度第 9 回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
26. 3. 26 (平成 25 年度第 10 回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った
26. 5. 12 (平成 26 年度第 1 回 情報公開審査会)	・諮問の審議を行った